

令和 8 年度 一般廃棄物処理実施計画

○ ごみ処理実施計画

○ し尿・浄化槽汚泥処理計画

延岡市

1. 計画策定の趣旨

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項および同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和8年度の一般廃棄物処理実施計画を定めるものです。

2. 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

3. 計画対象となる廃棄物

本計画の対象は、計画対象地域内で発生する一般廃棄物とします。

4. 計画の対象地域

1) 収集計画地域：延岡市全域

面積：868.02km² 人口：111,520人（令和8年3月1日現在）

2) ごみ処理計画地域：延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町の全域

面積：1,554.96km² 人口：128,231人（令和8年3月1日現在）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町
人口	111,520人	10,494人	3,063人	3,154人
面積	868.02km ²	237.54km ²	277.67km ²	171.73km ²

5. ごみ処理手数料の内容

区 分		内 容	
収集 (家庭系)	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定ごみ袋大 (40リットル) 1枚 32円 指定ごみ袋中 (20リットル) 1枚 16円 指定ごみ袋小 (10リットル) 1枚 8円	
	粗大ごみ	粗大ごみシール 1枚 240円	
	臨時収集ごみ	車両1台ごとに 4,770円	
	犬、猫等の死体	1匹ごとに 820円	
直接搬入 (事業系含む)	燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ 埋立てごみ	50kgごとに 200円	
	犬、猫等の死体	1匹ごとに 200円	

6. 一般廃棄物等の分別区分及び排出方法

1) 家庭系一般廃棄物等の分別区分及び排出方法

分別区分		内容	排出方法	排出容器	
資源物	古紙	新聞	新聞紙	紐でしばる。	—
		ダンボール	ダンボール		
		牛乳パック	10以上の牛乳パック		
		本、雑誌、チラシ、紙箱類	本、雑誌、チラシ、菓子箱、紙袋、ハガキ、カタログ、ティッシュの箱等、10未満の牛乳パックやジュース等の紙パック		
	古布	衣類全般（ただし破れ汚れが著しいもの、下着類、和服、合羽、水着等は除く）、布製品（ただし帽子、手袋、ネクタイ、綿入り製品、まくら、カーテン、じゅうたん、足拭きマット等は除く）、毛布等	—	20～45ℓの透明袋	
	びん・缶	調味料類のびん、酒びん、ドリンクのびん等	混合して排出する。中身を全部出して、水洗いする。	20～45ℓの透明袋	
		ジュース缶、ビール缶、菓子缶、缶詰缶等			
	ペットボトル	ペットボトルの識別マークが付いているもの	キャップ・ラベルを取って水洗いする。	20～45ℓの透明袋	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの	中身を全部出して、水洗いする。	20～45ℓの透明袋		
使用済小型電子機器等	携帯電話・PHS端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ等、映像用機器（DVDビデオ、HDDレコーダー等）、音響用機器（CD・MDプレーヤー、ヘッドホン及びイヤホン等）、補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ等）、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、懐中電灯、電子・電気時計、ゲーム機（据置型・携帯ゲーム機等）、カー用品（カーナビ、カーステレオ、ETC車載ユニット等）、上記品目の付属品（リモコン、ACアダプタ、充電器等）	市設置の回収ボックスに直接投入する。	—		

(次頁に続く)

分別区分	内容	排出方法	排出容器
燃やすごみ	生ごみ、少量の食用油等、木製品、木くず・剪定枝(市の受入基準を満たすもの)、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品等、資源物の対象とならない衣類・布製品等	生ごみの水切り、乾燥。 食用油等は紙、布にしみこませるか固める。	燃やすごみ指定袋
燃やさないごみ	ガラス・陶器類、化粧品のびん、スプレー缶、鍋類、オイル缶、塗料缶、家電製品(家電リサイクル対象品及びパソコン以外)、金属製のおもちゃ等	割れたガラス等は紙で包む。 スプレー缶等は使い切り穴を開ける。	燃やさないごみ指定袋
	乾電池、ボタン型電池、小型充電式電池(リチウムイオン電池等)、電子たばこ、カメラ(使い捨て)、ライター(使い捨て含む)、水銀使用の温度計・体温計、携帯電話	品目ごとに分けて出す。	透明の小袋
粗大ごみ	指定ごみ袋大(40ℓの袋)に入らないもの	粗大ごみシールを貼付する。	—
埋立てごみ	ブロック、瓦、レンガ等	原則、清掃工場に直接搬入する。	—
		条件付きでごみステーションに排出可。	燃やさないごみ指定袋(1回につき1袋まで)

2) その他の一般廃棄物等の処理方法

種類		内容	持込先等
犬、猫等の死体	ペットの場合	犬、猫等の死体	清掃工場 (持込、収集ともに有料)
	ペット以外の場合	飼い主が不明の場合の犬、猫等の死体	清掃工場 (持込、収集ともに無料)
家電リサイクル法で定められている特定家庭用機器		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電販売店 指定引取場所(郵便局で家電リサイクル券を購入)
事業系生ごみ(一部)		延岡市内の小・中学校等の給食残渣、魚市場等から排出される魚腸骨等	処分業許可業者処理施設
		延岡市内のスーパー・コンビニエンスストア等から排出される食品残渣	国の登録再生事業者処理施設
木くず、草、竹		市の処理施設で処理困難又は受入基準を満たさないもの	処分業許可業者処理施設
タイヤ・畳		市の処理施設で処理困難又は受入基準を満たさないもの	
海岸等漂着物		海岸等管理者の協力要請を踏まえて、市の処理施設の処理能力の範囲又は受入基準を満たすもの	清掃工場 処分業許可業者処理施設
家庭から排出される使用済みパソコン		デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パソコン、CRTディスプレイ一体型パソコン	メーカーに直接電話又はホームページ等で直接申請 倒産・撤退メーカー、自作のものなどは、パソコン3R推進協会へ連絡
処理困難物		農薬、ガスボンベ、消火器、医療系廃棄物、ピアノ、タイヤ(車・バイク用)・エアバック付ハンドル、バイク(50cc以上)、レジャー用FRP船、バッテリー(密閉型・開放型鉛蓄電池)、燃料(ガソリン・灯油等)、廃油等	購入した販売店などに引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼 分からない場合は、クリーンセンターへ相談
特別管理一般廃棄物		PCBを含んだ廃棄物	排出者が処理
		感染性医療廃棄物	医療機関等の排出者が処理
在宅医療廃棄物		注射器等鋭利なもの	医療機関を通じて処理
感染性在宅医療廃棄物		CAPD(腹膜透析)バッグ、チューブ、カテーテル類、注射器・注射針など	

7. 収集・運搬・持ち込みの概要

1) 収集・運搬の状況

区分			収集主体・収集頻度			
			延岡	北方	北浦	北川
資源物	古紙	新聞	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回	委託 月2回
		ダンボール				
		牛乳パック				
		本、雑誌、チラシ、紙箱類				
	古布					
	びん・缶					
	ペットボトル	委託 週1回	委託 週1回		委託 週1回	
	プラスチック製容器包装					
使用済小型電子機器等	直営（随時：ボックス回収）					
燃やすごみ			委託 週2回	委託 週2回	委託 週3回	委託 週2回
燃やさないごみ						
粗大ごみ			委託 月2回	委託 週1回	委託 月2回	委託 月2回
埋立てごみ						
臨時収集ごみ			委託（随時）			
犬、猫等の死体			委託（随時）			

2) 清掃工場へのごみ持ち込みの状況

区分	搬入者の区分	受入時間	持込方法
個人搬入	排出者	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金 8時45分～17時 ・土 8時45分～16時30分 (ただし、土曜日については12時～13時までは昼休み) ・日曜及び祝日は休み <p>※特別な事由がある場合は、変更することがあります</p>	延岡市ごみだしルールブック等に従って分別し、市販の20ℓ～45ℓの透明袋に入れて搬入する。古紙については、紐でしばる。
許可業者搬入物	許可事業者		事業系ごみの適正処理ガイドブックに従って分別されたごみ及び資源物を、飛散流出しない方法で運搬し搬入する。
埋立てごみ	排出者		飛散流出しない方法で搬入する。
犬、猫等の死体	飼主等		ダンボール箱等に入れて搬入する。

8. 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

分別区分		処理方法
資源物	古紙	ゲン丸館で選別処理、梱包処理後に保管し再生事業者へ引渡し
	新聞	
	ダンボール	
	牛乳パック	
	本、雑誌、チラシ、紙箱類	
	古布	
資源物	びん・缶	ゲン丸館でびん類・缶類を分別 びん類は、無色、茶色、その他の色に選別後保管し指定された再商品化事業者へ引渡し 缶類は、スチールとアルミを選別し、圧縮処理後保管し再生事業者へ引渡し
	ペットボトル	民間のリサイクルセンターで選別、圧縮梱包処理後保管し指定された再商品化事業者へ引渡し
	プラスチック製容器包装	
	使用済小型電子機器等	クリーンセンターで選別後保管し認定事業者へ引渡し
燃やすごみ	焼却処理 焼却に伴って発生する熱は回収して蒸気や電力として周辺施設等で利用、焼却灰はセメント原料化及び最終処分場で埋立処分 焼却灰から焼却後の金属を回収し再生事業者へ引渡し	
燃やさないごみ	粗大ごみ処理施設で破碎、選別処理 金属類は再生事業者へ引渡し	
粗大ごみ	蛍光管は選別保管後再生事業者へ引渡し 電池はJ B R C又は再生事業者へ引渡し 可燃残渣は清掃工場にて焼却処理、不燃残渣は最終処分場で埋立処分	
埋立てごみ	粗大ごみ処理施設に搬入後、最終処分場で埋立処分	

2) 施設の概要

(1) ごみ焼却施設

区 分	内 容
名 称	延岡市清掃工場-夢の杜-
所 在 地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所 管	延岡市
処 理 能 力	218t/24h (109t×2炉)
稼 動 開 始	平成21年4月
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉
建 築 面 積	3,431.84m ² (工場棟のみ)

(2) 粗大ごみ処理施設

区分	内容
名称	延岡市粗大ごみ処理施設
所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所管	延岡市
処理能力	せん断プレス：4t/5h 破砕機：40t/5h
稼働開始	昭和60年4月
処理方式	破砕、選別
建築面積	665.50m ²

(3) リサイクル施設

① リサイクルプラザ ゲン丸館

区分	内容
名称	延岡市リサイクルプラザ ゲン丸館
所在地	延岡市長浜町3丁目1954番地3
所管	延岡市
処理能力	古紙・古布 選別・圧縮：19t/5h 缶類 選別・圧縮：4.5t/5h びん類 選別：6.5t/5h
稼働開始	平成8年12月
処理方式	選別、圧縮
建築面積	1,001.99m ²
ストックヤード	処理前：びん・缶：342m ² 処理後：びん・缶：95m ² ：古紙・古布：172m ²

② 一般廃棄物中間処理施設 リサイクルセンター

区分	内容
名称	一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター
所在地	延岡市小野町4138番地100
所管	民間事業者
処理能力	ペットボトル：0.8t/1h プラスチック製容器包装：0.83t/1h
稼働開始	平成18年4月
処理方式	破袋、手選別、圧縮・梱包
建築面積	1,395.00m ²
ストックヤード	ペットボトル：300m ² プラスチック製容器包装：300m ²

9. 最終処分の概要

1) 最終処分の状況

清掃工場、粗大ごみ処理施設等から排出される残渣や市民が清掃工場へ直接搬入した埋立てごみを処分しています。

2) 施設の概要

(1) 最終処分場

区分	内容
名称	延岡市北方最終処分場
所在地 (管理事務所)	延岡市北方町笠下寅1番1ほか (延岡市北方町笠下寅69番地)
所管	延岡市
総面積	約100,000m ²
埋立計画面積	約26,000m ² (1期 18,500m ²)
埋立計画容量	約300,000m ³ (1期 155,000m ³)
埋立計画期間	約30年 (1期 15年)
構造	管理型 (オープン型)
浸出水処理能力	200m ³ /日
供用開始	平成26年3月18日
埋立方式	セル及びサンドイッチ方式の併用
浸出水の処理	流入調整 → カルシウム除去 → 生物処理 → 膜ろ過 → 活性炭処理 → キレート処理 (重金属除去) → 脱塩 → 消毒 → 放流

(2) 最終処分場跡地

区分	内容
名称	川島埋立場
所在地	延岡市川島町1224番地1
所管	延岡市
跡地内施設	川島埋立場浸出水処理施設、川島ふれあい公園

① 川島埋立場浸出水処理施設

区分	内容
名称	川島埋立場浸出水処理施設
埋立終了	平成26年3月
埋立終了届出	平成28年4月
浸出水の処理	凝集分離、生物脱窒素、凝集膜分離、活性炭吸着

② 川島ふれあい公園

区 分	内 容
名 称	川島ふれあい公園
供 用 開 始	令和3年7月
総 面 積	約65,000m ²
公 園 施 設 概 要	芝生広場7,500m ² 、多目的広場13,000m ² 、 植栽広場6,600m ² 、駐車場150台、遊歩道1.5km
総 工 費	362,212千円

10. 処理計画量

ごみ区分	内 訳		合 計
燃やすごみ	家庭系	19,654 t	32,085 t
	事業系	12,431 t	
燃やさないごみ	家庭系	1,515 t	2,743 t
	事業系	1,228 t	
資源物	家庭系	2,493 t	2,769 t
	事業系	276 t	
オフィス古紙			9 t
事業系生ごみ			934 t
集団回収			224 t
合 計			38,764 t

11. 最終処分場へ搬入されるごみ（残渣等）の内訳

焼却処分	粗大ごみ処理 施設	ゲン丸館・ リサイクルセンター	直接埋立	合計
3,229 t	1,039 t	6 t	79 t	4,353 t

12. 資源化の方法及び量

下記の事業の実施により、ごみの資源化を図ります。

事業項目	内容	資源化計画量
リサイクルプラザ「ゲン丸館」における資源化	市内全域で分別により収集する資源物及び施設に直接搬入される資源物について、選別・圧縮・梱包処理を行い、再資源化を図る。 (古紙・古布、びん・缶、非鉄金属)	1,699 t
「リサイクルセンター」における資源化	市内全域で分別により収集する資源物について、選別・圧縮・梱包処理を行い、再資源化を図る。 (ペットボトル・プラスチック製容器包装)	711 t
使用済小型電子機器等のリサイクル	市内全域で公共機関を中心に設置した回収ボックスで回収する使用済小型電子機器等について、認定事業者へ引き渡し資源化を図る。	2 t
鉄くず売却	延岡市粗大ごみ処理施設に搬入される金属及び延岡市清掃工場から排出される焼却後の金属の資源化を図る。	627 t
事業所OA古紙(オフィス町内会)	事業所から排出されるOA古紙を回収後、トイレトーパーに再生し、ごみの減量化を図る。	9 t
事業系生ごみの堆肥化	市内小中学校給食残渣や魚市場等から排出される魚腸骨を(株)延岡地区有機肥料センターで堆肥化する。	815 t
食品リサイクル	市内スーパー・コンビニエンスストア等から排出される食品残渣を国の登録再生事業者で飼料化する。	119 t
焼却灰の原料化	延岡市清掃工場で排出される焼却灰を民間に処理委託しセメント原料化する。	550 t
副生塩の資源化	北方最終処分場の浸水処理施設で発生する副生塩を民間に売却し、皮のなめし剤等としての有効利用を図る。	306 t
集団回収	自治会等が有価物を回収し回収業者に売却した量に応じて補助金を交付し、リサイクルの推進を図る。	224 t

13. 他自治体のごみの受入れ

	受入ごみ	令和8年度受入計画量	受入施設
西臼杵広域行政事務組合	燃やすごみ 資源物(プラスチック製容器包装)	3,582t/年 <hr/> 20t/年 3,602t/年	焼却施設 リサイクルセンター

14. ごみ減量化・資源化の取組

1) 啓発事業

(1) 学校における環境学習

職員派遣による環境学習出前講座や清掃工場等の施設見学、施設整備にあわせた新たな環境学習の検討など、各種事業を継続して取り組みます。これにより、ごみの減量やごみと資源の正しい分別、リサイクルの大切さなどを学習する機会を提供し、ごみに関する環境学習を促進します。

○ 環境学習出前講座、副読本等の配布

市内小学校の児童を対象に環境学習出前講座を実施し、ごみの分別や環境問題等への関心を高めます。

○ 施設見学会

小学校の児童による社会科授業の一環として清掃工場等の施設見学を実施します。

○ 子ども向けリサイクル体験活動

夏休み期間を利用して、市内小学校の中学年から高学年を対象にリサイクル体験活動を実施します。資源物の分別体験やリサイクル施設の見学等を通じて、ごみの現状や問題についての理解を促し、分別やリサイクルへの関心を高めます。

○ ごみ減量・リサイクル推進ポスター展

市内小学生・中学生を対象にごみの減量やリサイクルをテーマとした啓発用ポスターを募集し、循環型社会のあり方について考えるきっかけにするとともに、ごみの減量やリサイクルの普及促進を図ります。

(2) 情報提供と普及啓発

ごみの減量化、資源化の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要です。多様な媒体や機会を活用し、市民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。

○ 延岡市ごみ減量十ヶ条の周知

- ガイドブック等の配布
 - ・延岡市ごみだしルールブック
 - ・地区別ごみカレンダー
 - ・事業者向け適正処理ガイドブック
 - ・カラス対策ガイドブック
 - ・災害廃棄物ハンドブック
 - ・エコクッキングガイドブック
 - ・外国人向けルールブック
- 出前講座、分別説明会の実施（市民、団体、事業者、外国人）
- 環境学習出前講座の実施（小中学生向け）
- 転入手続きの機会に合わせた情報提供
- 各種イベントを活用した啓発
- 市内商業施設での啓発活動
- 広報車・塵芥収集車を活用した啓発
- 多言語化対応QRコード付違反ごみシールによる啓発
- 延岡市公式LINEの活用（「ごみの情報」や「家庭ごみ分別検索機能」）
- 市ホームページの活用
- SDGsポータルサイトの活用

（3）地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

- 地区担当職員による地区訪問やごみステーション維持管理補助金交付申請の受付に係る活動報告を通じての情報収集、クリーンステーション指導員講習会等を通じての情報提供
- 集合住宅の管理者・経営者に対する指導、協力要請等
- 地区担当職員による地域コミュニティとの連携や調整

2）延岡市ごみ減量化対策懇話会との連携及び市民団体への支援と協力

市民や事業者等で構成する延岡市ごみ減量化対策懇話会を継続し、ごみの減量化、資源の有効活用等を推進します。また、ごみ減量化に取り組む各種市民団体等との支援協力体制の構築を図ります。

3) プラスチックごみの排出抑制・資源化の推進

- 「3マイ運動」(マイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用)を推進し、レジ袋をはじめとする使い捨て容器包装の排出抑制を図ります。
- プラスチック製容器包装類は、資源物の中でも、分別を間違えやすく、違反ごみとしての排出や燃やすごみとしての排出が目立つため、正しい分別方法について、重点的に普及啓発に取り組み、プラスチックごみのさらなる資源化を推進します。
- ポイ捨てによるごみの流出は海洋プラスチック汚染にもつながることから、様々な媒体や機会を活用し、積極的に、ポイ捨ての禁止を呼びかけ、海洋汚染の防止をはじめとする環境保全やプラスチックごみリサイクルのさらなる推進を図ります。
- 国が「プラスチック資源循環戦略」に基づく具体策の一つとして導入の方針を示しているプラスチックごみ(プラスチック製品廃棄物)の一括回収について、収集及びリサイクルの実施に向けた検討を行います。

4) 食品ロスの削減と生ごみの減量化・資源化の推進

- 「3切り運動」(水切り、食べ切り、使い切り)を推進することにより、食品ロスを削減し、ごみの減量化を図ります。また、ごみの減量化に大きな効果が期待できる生ごみの水切りについては、より効果的な水切り方法の普及啓発とあわせ、啓発グッズとして水切りネットを配布することにより、水切りの定着を図り、さらなる生ごみの減量化を推進します。
- 「30・10運動」(宴会が始まった後の30分間とお開き前の10分間は、料理を食べることに集中する)、「エコクッキング」等の普及啓発、県と連携した「食べきり協力店」の登録拡大などに取り組み、食品ロスの削減を推進します。
- 棚の手前にある賞味消費期限が近い商品から購入する取組である「てまえどり」の啓発を行い、実践を促すことで、直接廃棄される食品ロスの削減を推進します。
- 生ごみ処理機等購入費補助制度を周知・継続するとともに、家庭から排出される堆肥化された生ごみの受入れを行うことでさらなる生ごみの減量化・資源化の推進を図ります。
- 延岡地区有機肥料センターや食品リサイクルについて国の認定を受けた民間事業者における食品残渣等の堆肥化により、事業系生ごみの減量化・資源化の推進を図ります。
- 食品ロス削減を推進するさらなる取組として、既存の表彰制度である「延岡市ごみ減量功労者表彰」制度において、食品ロス・食品廃棄物の削減に取り組む個人・団体や事業者を含めた表彰について検討します。

5) 事業系ごみ対策

- 事業系ごみの適正処理ガイドブックや啓発用チラシの配布、事業者向けの分別説明会や出前講座等を通じて、事業系ごみにおける排出者責任の定着を図り、さらなる減量化・資源化を推進します。
- 市が率先して、ペーパーレス化や不要となった裏紙・封筒類の再利用、燃やすごみとなっている紙類の分別徹底に取り組むとともに、市内事業所に向けた周知啓発に努め、事業系紙ごみの減量化・資源化を推進します。
- 事業所における生ごみ処理容器等の利用促進や延岡地区有機肥料センターにおける生ごみの堆肥化等により、事業系生ごみの減量化・資源化を推進します。
- 延岡市ごみ減量功労者表彰において、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組み、著しい効果を上げている優良事業者への表彰を推進します。また、それらの事業者については、活動内容をホームページ等で紹介することにより、事業系ごみの減量化・資源化に向けた周知啓発や意識の高揚を図ります。
- 家庭ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出について、収集時の違反ごみとしての啓発や開封調査による排出事業者の特定、直接訪問による指導等を徹底することにより、事業系ごみのさらなる減量化と適正処理を推進します。
- 主に許可業者を対象としているごみの展開検査について、検査対象を直接搬入事業者まで広げるとともに、搬入不適合物や分別に関する指導についても、許可業者への現場指導のみならず、排出事業者への直接訪問による指導を行うなどの取組を強化し、事業系ごみのさらなる減量化と適正処理を推進します。
- 清掃工場へのイベントごみの搬入について、適正処理を促す計画書や実施報告書の提出を求めるとともに、イベントごみ減量の手引きによる分別指導を行います。
- 「大規模小売店舗立地法」に基づく届出に係る意見照会の場合を活用し、多量なごみの排出が予想される大規模小売店を対象に、分別や適正処理についての啓発等を行います。
- 市外からのごみや産業廃棄物の搬入に対する防止策として、令和7年度から破砕施設に監視カメラを設置しています。また、ごみ搬入時の免許証等による本人確認の実施についても導入を検討します。

6) 集団回収事業

自治会や子ども会等による集団回収については、ごみの減量化、資源の有効活用等の推進のみならず、地域活動の活性化や絆づくり、環境教育などにも繋がります。今後も、古紙類やびん、缶、ペットボトル等を回収する団体に対して奨励金を交付し活動の支援を行います。

7) オフィス町内会事業

企業、官公庁等の事業所から排出される使用済みOA古紙を回収し、再生トイレットペーパー「おかえりなさい」として資源化します。さらなる事業系紙ごみの減量化・資源化の推進を図るために、シュレッダーされた使用済みOA古紙のリサイクルなどリサイクル品目の拡充を図り、市内の事業者にはオフィス町内会への参加を呼び掛けます。

8) グリーン購入^{※1}の推進

環境負荷の低減に資する物品・役務の調達を推進するとともに、それらに関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

9) 分別品目拡充による資源化の推進

家庭から排出される小型充電式電池については、分別収集及びJBR Cに登録された協力店での店頭回収の周知に努めます。なお、市で回収したものについては令和5年度に登録を行ったJBR C等による適正な処理を今後も継続します。また、現在分別収集しているプラスチック製容器包装に加え、「製品プラスチック」の分別収集及び資源化の実施に向けて検討を行います。

15. ごみステーション方式による収集

家庭系ごみの収集については、効率性などを踏まえステーション方式による収集を継続します。燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみについては、排出抑制及び分別の徹底を促進するため指定袋制、粗大ごみシール制を継続します。

1) ごみステーションへの排出方法

ごみ収集日の朝8時30分までに、市の定める排出方法により、ごみステーションに排出することとします。

※1 グリーン購入：環境負荷の低減に配慮した製品を購入すること。具体的には、容器や包装のないものや長く使えるもの、必要なものを必要なだけ買うなどの工夫をして買い物をする事。

2) ごみステーションの設置

ごみステーションは自治会等の申請により、市と自治会等とが協議のうえで収集作業等に支障のない場所に設置することとします。また、分別の徹底やごみ質の悪化を防ぐため、自治会の組単位に一箇所程度を目安とします。

なお、現在、一部存在している戸別のごみステーションについては、その解消に向けた取組を継続して行います。

3) ごみステーション管理

ごみステーションは設置者（自治会等）自らが管理を行うものとし、ごみステーションの清潔保持や違反ごみの対応等に努めることとします。管理を行っている自治会等には、ごみステーション維持管理補助制度やごみステーション整備補助制度に基づき補助金の交付により設置者（自治会等）の負担を軽減します。

また、クリーンステーション指導員講習会を開くなどして、クリーンステーション指導員制度の充実を図り、地域住民との協力体制の構築を図ります。

(1) ごみステーション維持管理補助制度

「400円／世帯×自治会（区等）管理のごみステーション利用世帯数」を区等に交付。

(2) ごみステーション整備補助制度

① 集積施設の新設・建替・改修

補助率 : 補助対象経費の1/2
補助金の限度額 : 50,000円（100円未満切捨て）
交付の条件(建替等) : 概ね3年以上経過し、著しく老朽化している場合

② 散乱防止ネット等の新設・交換・補修

補助率 : 補助対象経費の1/2
補助金の限度額 : 5,000円（100円未満切捨て）
交付の条件(交換等) : 概ね3年以上経過し、著しく老朽化している場合

4) 自治会（区等）との連携

ごみステーションは自治会（区等）が管理していることから、円滑な収集及び、ごみステーションの適正な管理を図るため、自治会（区等）との連携に努めます。

区長やクリーンステーション指導員等から相談があった場合には、啓発看板の設置や立ち番指導等を実施します。それでも効果が得られない場合は、ごみステーション監視カメラの設置について協議します。

16. 市民サービスの充実

高齢者や障がい者等のごみ出しの困難な世帯に対しては、自治会等との協議の上で、戸別の対応として「延岡市家庭ごみふれあい収集」による収集・安否確認を継続して行います。

また、引越しや大掃除などで、家庭から排出された多量のごみ等を処理施設に持ち込めない場合は、市が臨時に収集（有料）を行います。

17. 事業系ごみの処理計画

1) 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理を行うことを原則とします。

2) 許可業者による収集・運搬と自己搬入

事業者がごみを排出する場合には、事業系ごみの「適正処理ガイドブック」等に従った分別を行い、許可業者に収集・運搬を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

許可業者は、事業系一般廃棄物の減量・資源化の推進に大きく関わっていることから、事業者への分別徹底の呼びかけ、適正な収集・運搬を行います。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動による事業系一般廃棄物処理量の増加や、災害等による多量ごみの収集等、新たなニーズによりその対応が必要であると判断される場合には、検討を行うこととします。

3) 一般廃棄物処分業の許可

廃掃法に定める基準に適合し、リサイクルを行う処分業であって循環型社会の形成のために必要である、又は適正処理困難物の処理促進の観点から必要であると判断される場合は許可を行います。それ以外の許可については、原則行いません。

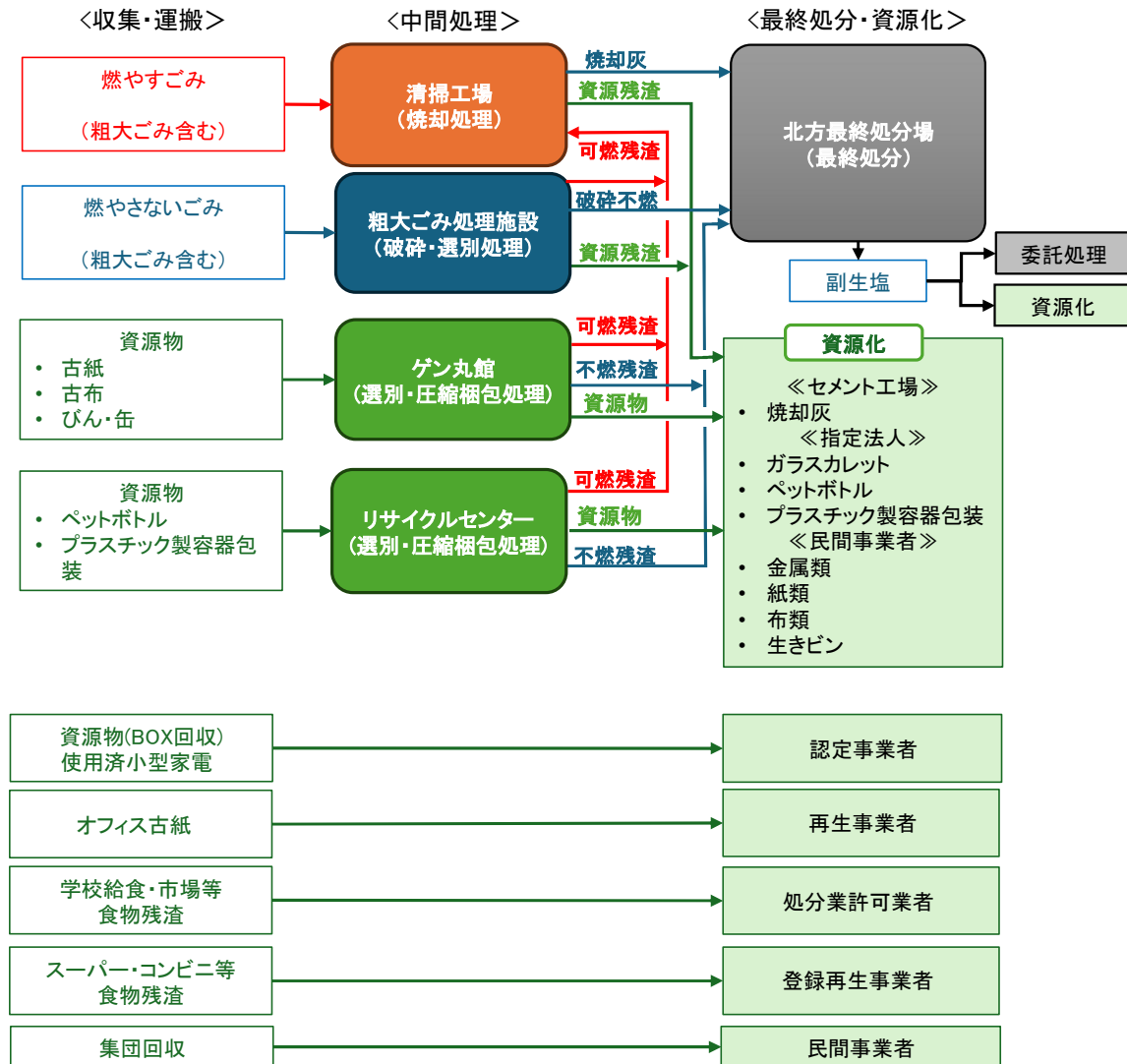
18. ごみ処理施設の整備

ごみ処理施設については、老朽化への対策や大規模災害への備えとして、清掃工場の強靱化や新リサイクル複合施設に関する調査等を行います。

また、あわせて旧清掃工場の煙突などの解体工事を行います。

19. ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを以下に示します。



20. 基本方針

基本方針 1 行政・事業者・市民の協働によるごみの減量化、資源化の推進

ごみの減量化、資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任^{※1}を踏まえた事業活動を行い、市はこうした市民・事業者の取組を促すための施策の実施に加え、資源の分別回収品目を増やすなど、三者の協働による4Rの取組を推進します。

基本施策 1 行政における方策

基本施策 2 市民における方策

基本施策 3 事業者における方策

基本方針 2 環境に配慮したごみの適正処理

ごみを効率的、効果的に分別回収するため、市民・事業者に分別の協力を求めるとともに、資源の分別回収品目の追加を行い、ごみの減量化、資源化を促進します。そのような取組により、施設への負荷の軽減を図りつつ、施設や設備の適切な点検・整備及び強靱化や複合施設の建設等を含めた更新計画により、ごみ処理能力の維持を図ります。

同時に施設の安全で安定的な運転管理に努め、資源物の回収、エネルギー活用^{※2}を推進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を図ります。

また、民間事業者への処理委託については、経済性・効率性を考慮し継続するとともに、処理体制の充実を図ります。

基本施策 1 収集・運搬計画

基本施策 2 中間処理計画

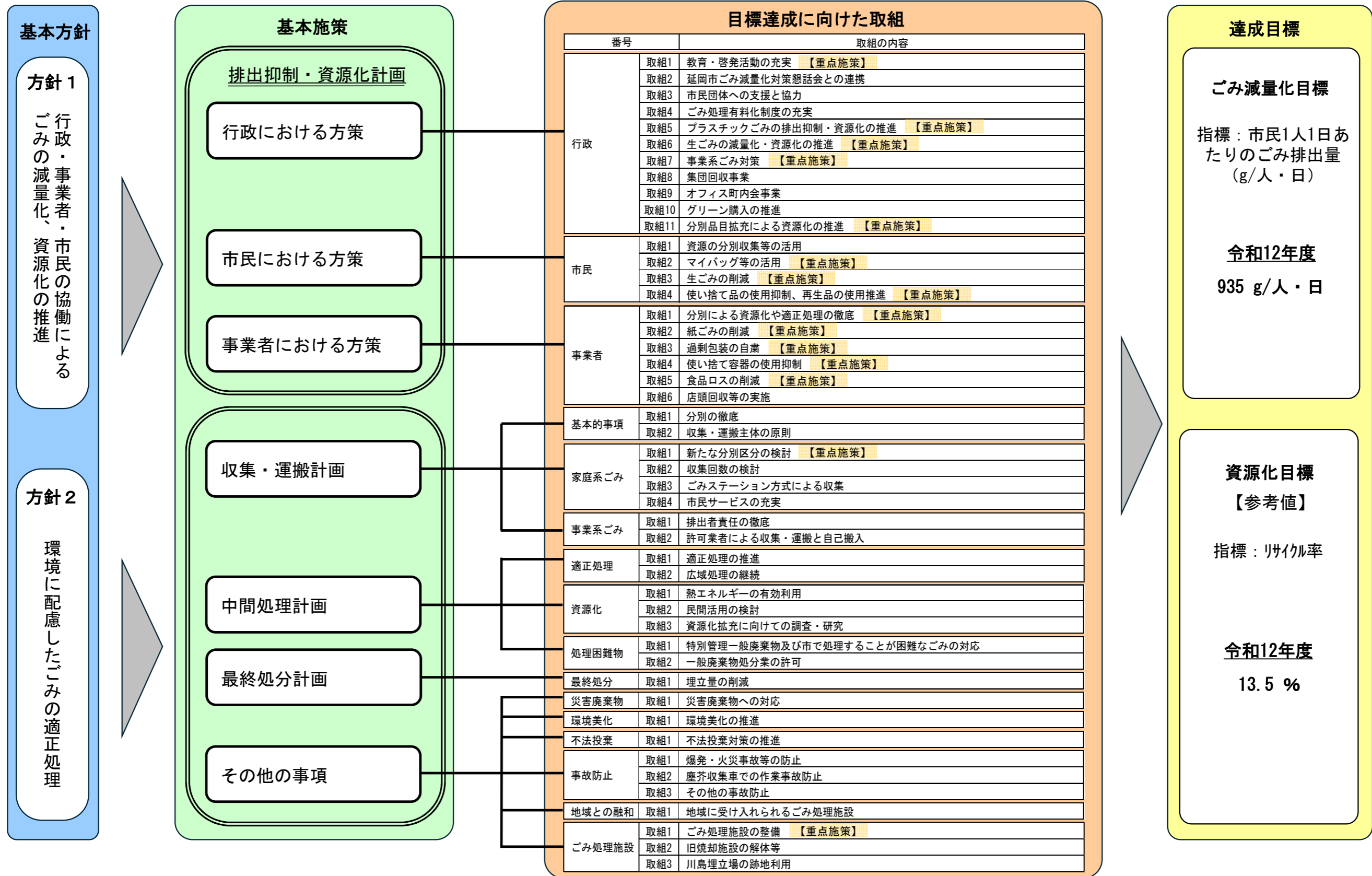
基本施策 3 最終処分計画

基本施策 4 その他の事項

※1 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方

※2 エネルギー活用：ごみ焼却施設で発生する余熱利用（発電、蒸気）

21. 取組の体系



22. し尿・浄化槽汚泥処理計画

1) 収集運搬

(1) し尿

委託業者による衛生的かつ迅速な収集運搬に取り組みます。収集周期については、収集の効率性などをふまえ、30～40日に1回を原則とします。ただし、災害等により緊急の処置が必要と判断した場合には、その都度収集を行います。

(2) 浄化槽汚泥

許可業者による収集運搬を原則とします。収集運搬業の許可については、現体制を継続します。但し、適正な体制確保の観点から必要と判断される場合は、その都度検討を行うこととします。

2) 前処理、最終処分

収集したし尿及び浄化槽汚泥は全量を延岡市衛生センターで受け入れます。衛生センターで前処理したし尿及び浄化槽汚泥については、隣接する下水処理場の汚泥混合槽へ移送します。

また、衛生センターの処理過程で発生するし渣については、延岡市清掃工場で焼却し、その残渣は本市の最終処分場にて埋立処分します。

3) 施設の概要

区分	内容
名称	延岡市衛生センター
所在地	延岡市東浜砂町1496番地
所管	延岡市
処理能力	し尿：9.4kℓ/日 浄化槽汚泥：139.7kℓ/日
稼働開始	令和7年2月
処理方式	前処理、下水投入（妙田下水処理場への投入）
脱臭処理方式	高中濃度臭気：燃焼脱臭（清掃工場） 低濃度臭気：活性炭吸着法